

一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）  
事業に係る環境影響評価方法書の意見書に  
対する事業者見解

平成 28 年 12 月

株式会社 一条工務店

## 環境影響評価方法書の公告・縦覧及び意見募集について

- ・公告日 : 平成28年9月28日(水)
- ・縦覧期間 : 平成28年9月28日(水)から10月27日(木)
- ・縦覧場所 : 長野県環境部環境政策課、長野県佐久地方事務所環境課  
佐久市役所環境部環境政策課、佐久穂町役場住民税務課
- ・意見募集期間 : 平成28年9月28日(水)から11月10日(木)
- ・意見提出先 : 株式会社一条メガソーラー
- ・意見書提出件数 : 4件

なお、寄せられた意見書の内訳は以下のとおりであった。

項目	件数※	意見書番号
1 事業計画	4	1, 2, 3, 4
2 地域概況	0	
3 予測・評価全般	0	
4 大気質	1	4
5 騒音	0	
6 振動	0	
7 低周波音	0	
8 水質	0	
9 水象	2	1, 3
10 土壌汚染	3	1, 3, 4
11 地形・地質	0	
12 植物	0	
13 動物	0	
14 生態系	1	4
15 景観	3	1, 3, 4
16 触れ合い活動の場	0	
17 文化財	0	
18 廃棄物等	2	1, 4
19 温室効果ガス等	0	
20 その他の環境要素	4	1, 2, 3, 4
21 災害	2	3, 4

※複数の項目を含む意見書については、それぞれで1件と数えた。

一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）事業に係る環境影響評価方法書に対する

住民からの意見、及びそれらに対する事業者見解案

意見書番号	意見内容	事業者見解案
1	<p>・海瀬・大日向地区へのメガソーラー計画について</p> <p>豊かな自然に恵まれた佐久穂町の景観や環境はどうなるのだろうと、不安や心配があります。61haもの広大な土地が買収され、森林の伐採による保水力の減少や水害の危険性が増すと思います。巨大なパネルによる生態系への影響や超高圧の送電線、変圧器等からの電磁波の測定も重点項目として、しっかりとやって頂きたいです。</p> <p>太陽光発電については、電磁波の中でも最も危険な超低周波が発振していることが分かっています。先進国、EUなどは、太陽光発電は、自然に良くないという理解になっています。</p> <p>基本的に、リサイクルがほとんど不可能で、リサイクルする事で重金属や毒性のある素材で、二次汚染にもつながるからです。多くの危険性が潜むと思います。パネル周辺の除草剤の使用等にも注意したいです。自然破壊にならないように強く望みます。未来へ向けて子供や孫に豊かな自然を少しでも多く残して行くことが使命だと考えます。</p> <p>環境評価方法へは厳しく取り組んでほしいです。</p>	<p>本事業については、昨年の10月に改正され、今年の1月から施行されました長野県環境影響評価条例に基づき、県の環境部環境政策課をはじめ、有識者・学識経験者からなる「長野県環境影響評価技術委員会」の技術委員の指導のもと、調査計画を立案し年間を通した各種の調査を実施し、その結果を基に保全対策を行う予定です。</p> <p>環境への影響に配慮し、よりよい事業計画となるように進めてまいります。</p> <p>太陽光発電所から発生する「超低周波電磁界」は、一般家庭で広く使われる家電製品からも発生しており、太陽光発電所の主な発生機器であるパワーコンディショナー（採用予定）から発生する量は、ヘアードライヤーや掃除機から発生する量の50分の1から1095分の1程度（パワーコンディショナーから70m離隔した位置の数値）と影響がほとんどない発生レベルです。</p> <p>なお、生態系に対しても、太陽光発電所から発生する「低周波音」や「超低周波電磁界」は、非常にわずかであるため、影響は想定していません。</p> <p>除草剤は、下流域への影響を考慮し本事業では、使用しないこととします。</p>
2	<p>・海瀬地区のメガソーラー計画について</p> <p>上記につき、最近、時々耳にするようになりました。説明会等も行われたようですが、直接関係もうすいような気がして参加もしませんでした。時々、原発に代わる新たな手段として登場したソーラーに自然エネルギー促進として賛同したこともありました。原発を廃止して将来は、この方法だと思ったこともありました。</p> <p>しかし、あちこちからいろんな情報を耳にするたびに少しずつではありますが、自分の中に素朴な疑問と不安が湧いてきたことも事実です。その一つには町民のほとんどが知らないままに今回の計画が決まって、一部町内地区の中で、すでに土地の売買契約もすまされた方も居ると聞きました。私としましても自然エネルギーの活用には賛成するところですが、正しく活用されてこそ、全体のものとなります。山林所有者も今回の計画に諸手を上げて賛同というよりも、それぞれ高齢者になり、山林の維持管理の苦勞を考えた時、先の見通しのつかないまま、渡りに舟で契約に応じた方も居ると聞いております。</p> <p>二つ目には、地域、町にとって、どれだけのメリットがあるかということです。対象実施区域が61haという広大な場所を提供することになるわけですが、自然環境の変化がとても心配です。一般的には原子力とちがって自然エネルギー（エコ）だから、全く心配ないよという人も居りますが、本当にそうでしょうか？電磁波による人体への影響、動物や植物に与える影響、森林伐採による水資源への影響等、デメリットな面も多く考えられますが、私共素人には分からないことばかりいっぱ</p>	<p>本事業に関する説明会は、平成26年5月28日の事業区域関係区長・水利組合長説明会をはじめ、翌6月には、川久保地区、館・旭地区、(8日)畑ヶ中地区(9日)四ツ谷地区(10日)海瀬新田地区(15日)下海瀬地区(16日)花岡地区ほか(17日)にて地権者、その他区民の皆様にご出席いただき、開催いたしました。</p> <p>今後も、必要に応じて、説明会の開催を検討するなど地元の皆様にご協力をお願いいたします。</p> <p>本事業については、昨年の10月に改正され、今年の1月から施行されました長野県環境影響評価条例に基づき、県の環境部環境政策課をはじめ、有識者・学識経験者からなる「長野県環境影響評価技術委員会」の技術委員の指導のもと、調査計画を立案し年間を通した各種の調査を実施し、その結果を基に保全対策を行う予定です。</p> <p>環境への影響に配慮し、よりよい事業計画となるように進めてまいります。</p> <p>地元貢献につきましては、事業地の固定資産税及び償却資産税を長野県や佐久穂町に納税させていただきます。</p> <p>造成工事をはじめ、パネル設置などの工事を出来る限り、地元企業にお願いすると共に運転開始後の除草などの作業を地元の皆様をお願いするようにします。</p>

	<p>いです。そこで、町へのお願ひですが、今回の事業についても住民（町民）側の立場に立った説明を間に入れて詳しく説明して欲しいと願っています。</p> <p>私としましても賛成、反対いずれの立場に立っておりません。ただ、これからの佐久穂町の進むべき基本は、豊富な森林資源を守り又生かしながら自然環境の中で他の生物とも共生していく道を真剣に模索していくことだと思います。</p>	
3	<p>・「一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見について</p> <p>地球環境・地域環境の保全を前提として、これからの電気エネルギーの供給を考えた場合、限りある化石燃料を消費し温室効果ガスを発生させる火力発電、またクリーンな発電方法とされる原子力発電も燃料廃棄物の再利用も管理も不完全であり、ひとたび事故を起こせばこの間の経験が示すように甚大な被害を及ぼすことになる。</p> <p>太陽光をエネルギー源とするソーラー発電は再生可能エネルギーとして期待される。</p> <p>しかしながら特に巨大なソーラーシステムは山間部の森林を大量に伐採することで土砂災害を誘発させる危険を伴うこと、自然の生態系に大きな影響、また景観を損ねること、送電による電磁波の発生による健康被害など大きなマイナス面も懸念される。</p> <p>本方法書はこのことに配慮したものとするが、以下について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土砂災害などを引き起こさない対策について 方法書の中でもこの点については触れられているが、最大限とかできるだけという表明にとどまっている。施工中、または事業運営途中で危険が察知される場合には直ちに事実を公表し安全対策を講ずること。</li> <li>2. 児童・生徒たちへの安全配慮 工事期間中は大型の工事車両が頻繁に通行することとなる。通学途中の児童生徒たちへの安全配慮のため通学時間帯の運行は控えてもらうこと。また、佐久穂小中学校前の道路についてはいかなる理由があっても工事車両の通行は行わないこと。事業運営の期間にあっても上記に準じた措置を行うこと。</li> <li>3. 自然環境・生活環境への配慮 方法書の中でも自然環境・生活環境への配慮については提示されているが、具体的な問題は工事中、事業運営中に顕在化する。予測される事態については回避する措置を行うことは当然とし、問題が発生した時点で行政や住民たちと協議しながら解決を図ること。 例えば、事業地では除草作業が欠かせないが、「除草剤」は使用しないと表明しているとおり、一切の除草剤の使用は認めない。このような除草剤を含む環境被害をもたらす恐れのある薬剤の使用が認められた場合には事業の停止を含め対応する。</li> </ol>	<p>本事業については、昨年の10月に改正され、今年の1月から施行されました長野県環境影響評価条例に基づき、県の環境部環境政策課をはじめ、有識者・学識経験者からなる「長野県環境影響評価技術委員会」の技術委員の指導のもと、調査計画を立案し年間を通した各種の調査を実施し、その結果を基に保全対策を行う予定です。</p> <p>環境への影響に配慮し、よりよい事業計画となるように進めてまいります。各ご要望に関する見解</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土砂災害などを引き起こさない対策について 長野県が示す森林法に基づく「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」に則り50年降雨確率にて計画致します。</li> <li>2. 児童・生徒たちへの安全配慮 造成工事に使用する大型車両は、工事開始時に搬入し工事完了時に搬出するのみの通行とし搬入・搬出時は、通学時間帯を外すこととします。</li> <li>3. 自然環境・生活環境への配慮 問題が発生した場合は、速やかに佐久穂町に報告し協議のうえ、その指導に従う事とします。 除草剤は、下流域への影響を考慮し本事業では、使用しないこととします。</li> <li>4. 苦情対応・立ち入り調査 本事業および本事業地に起因した想定外の問題が発生した場合は、事業者の責任において、佐久穂町と協議のうえ、その指導に従い対処することとします。</li> </ol>

	<p>4. 苦情対応・立ち入り調査</p> <p>騒音被害や景観保全など想定外の問題が発生した場合、対応の窓口において親身に相談に応じること。また、本方法書で表明していることに反した事態が疑われる場合には行政機関の立ち入り調査に応じること。</p> <p>以上のことについて、委託先及び下請け先にも徹底し遵守されたい。設置個所となる佐久穂町及び佐久穂町民は関心をもって監視する。土砂災害を引き起こした場合、町及び町民は直接の被害者となり、汚染物質などを流域水系に排出した場合には下流域への環境汚染が懸念され、生活環境の破壊や健康被害をもたらす恐れがある。その場合、設置を認め事業者から一定の利益を得ている佐久穂町や町民は加害者としてみなされることが想定される。くれぐれも慎重な施工、運営にあたってほしい。</p>	
4	<p>・一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）事業の事業並びに「環境影響評価方法書」に対する意見</p> <p>本事業については「環境影響評価方法書」縦覧まで、地権者以外には何らの説明もなく、土地買収が先行され建設推進の既成事実化が推進されて来た。敷地面積61ha土地造成面積やパネルの敷設面積が二十数haに及ぶ巨大な造成地や施設は当然地域社会の景観や環境、住民生活に影響を生ずるものであり、土地買収に先立って町や住民に説明されて然るべきものです。また、「環境評価方法書」に記載されている調査、予測の手法や評価は、「「・・・規則」に定める方法」等の専門的な記述で、住民には極めて解り難く、意見募集に先立って解り易い記述や説明が為されるべきであり、その対応は誠に不誠実で遺憾であります。</p> <p>太陽光発電が一般的に「エコ」な施設とされている事は否定しないが、メガソーラーは巨大施設故に「負」の部分が生ずる事は避けられません。この危険性が心配される「負」の部分についても事業主は対策を打ちしっかり説明する「説明責任」があります。</p> <p>「環境影響評価方法書」の事業概要及び環境影響評価の調査、予測の手法等については、幾多の危険性の心配があります。環境や景観、災害対策は町と町民の共有資産であり、危険性の有無について事業主体は、実測調査や理論的な予測値と算定調査を行い、町民に対し誠実に説明する責任があります。また、危険性の判断が難しいものについては、予防原則に基づき緩衝帯や遮蔽壁の設置など危険性の緩和・低減対策を実施し、地域社会の環境や景観、住民生活への影響を最小限に抑える処置又は誓約・担保を講じた上で事業実施する事を求めます。本事業の実施及び調査、予測の手法及び実施に関し以下の通り意見を述べるので、誠実なる調査・予測並びに予防対策の実施を求めます。</p> <p>1. メガソーラー設置で心配される危険性</p> <p>太陽光発電の事業体は、一般的にメガソーラーは「エコ」な施設として設置推進しているが、インターネットで「メガソーラーの危険性」として検索すると幾つかの</p>	<p>本事業に関する説明会は、平成26年5月28日の事業区域関係区長・水利組合長説明会をはじめ、翌6月には、川久保地区、館・旭地区、(8日)畑ヶ中地区(9日)四ツ谷地区(10日)海瀬新田地区(15日)下海瀬地区(16日)花岡地区ほか(17日)にて地権者、その他区民の皆様にご出席いただき、開催いたしました。</p> <p>今後も、必要に応じて、説明会の開催を検討するなど地元の皆様にご協力いただきながら、事業を進めて参りたいと思います。</p> <p>本事業については、昨年の10月に改正され、今年の1月から施行されました長野県環境影響評価条例に基づき、県の環境部環境政策課をはじめ、有識者・学識経験者からなる「長野県環境影響評価技術委員会」の技術委員の指導のもと、調査計画を立案し年間を通した各種の調査を実施し、その結果を基に保全対策を行う予定です。</p> <p>環境への影響に配慮し、よりよい事業計画となるように進めてまいります。</p> <p>なお、環境影響評価に係る文書の表現は、長野県環境影響評価条例に基づいた語句、表現としていますが、今後は極力、分かりやすい表現を採用していきたいと考えています。</p> <p>1の各項目に対する見解</p> <p>①長野県が示す森林法に基づく「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」に則り森林伐採による保水力の低下に応じた50年降雨確率にて計画した、十分な容量を持った防災調整池を設置致します。また、調整池下流の水路に関しては、必要に応じて改修等を行います。</p> <p>②太陽光発電所から発生する「低周波音」や「超低周波電磁界」は、人体に対してほとんど影響を及ぼさない程度であると想定しています(下記の「2の各項目に関する見解(3)もご参照ください」。</p> <p>③イ. 太陽光発電所から発生する「低周波音」や「超低周波電磁界」は、非常にわずかであるため、人体と同様に動植物に対する影響は想定していません。</p>

記事があります。これ等から本事業で想定される主な心配や危険性は以下のものがあります。

① 森林伐採による水害の危険性

- イ. 森林伐採による保水力の減少
- ロ. ゲリラ豪雨や異常気象による豪雨対策への心配
- ハ. 調整池及び流路の用水設備の容量不足による洪水の心配

② 変電設備からの極超低周波音波及び電磁波による人体への影響危険性

- イ. 人体へ影響：・頭部やこめかみの痛み、・発がんの可能性増大、・めまい不眠症、・目の奥の痛み、・DNAの損傷及び免疫力の低下など、
- ロ. 子供・赤ちゃんへの影響：・ストレス蓄積、・発がんの可能性等。

③ 動植物の生態系への電磁波・音波の影響

- イ. 動物（希少動物含む）、植物の生態系への影響
- ロ. 巨大なパネル設置による熱波・気象変化への影響

④ 廃棄物からの公害発生の危険性

- イ. 長期留置の使用済み・破損パネルからの公害物質流出の危険性。
- ロ. 敷地内での除草剤大量使用による土壌汚染の危険性。

⑤ 景観の変容と町の基本コンセプト及び観光資源の破壊

- イ. 巨大パネル群設置による里山景観の変化
- ロ. 茂来山山頂及び登山路からの景観変容・観光登山への重大影響

2. 前記の心配される危険性環境影響評価の調査、予測等の手法に対する意見

(1) 水害対策に関連する調査、予測について

近年は異常気象から想定外の巨大台風や長雨、竜巻、ゲリラ豪雨が頻発しています。こうした異常気象を想定した雨量や森林伐採とパネル設置による保水力低下からの雨水の挙の流出を考慮した洪水対策の能力（容量）有無を実験や実測並びに理論的予測値を算定し、十分な対策の有無の実証報告を求めます。万一容量が不十分な場合は排水管・調整池、敷地外の用水路の容量増強・拡充する事を求めます。また、事業概要と水害予防対策及び環境評価につき、抜井川下流域の川久保・畑ヶ中、四ツ谷、東町、岩水、高野町、平林、宿岩の各地域編への説明会開催を求めます。尚、想定最大雨量としては、100年に一度の雨量及び短時間のゲリラ豪雨時の雨量としては、60ミリ/時の3時間継続を想定する。

(2) 変電設備の極超低周波音波及び電磁波による人体への影響の予測調査と対策

本「環境影響評価方法書」では、電磁波の影響を全く言及していないが、変電設備や高圧送電線からの極超低周波電磁波及び音波は、人体や動植物に危険性があると言われている。この地区は特に上空に154kVの高圧送電線が走り、計画の海瀬発電所（仮称）では合計76基の送変電設備の設置が計画され、更に大日向地区の発電所計画実施となった場合、2重3重の極超低周波電磁波や音波を受ける事となり、その危険性を無視することは出来ません。

ロ. パネルの存在が、気象を変化させるほどの影響を及ぼすことは想定していません。なお、パネルを設置する前に現況把握として計画地内で1年を通して気象調査（風向・風速・気温・湿度など）を行い事業地に最も近い気象の現状を把握予定です。

④パネルは事業中、保守、点検を行い、何らかの事情で破損した場合は、速やかに交換し、産業廃棄物として専門業者による適正な処分を行います。除草剤は、下流域への影響を考慮し本事業では、使用しないこととします。

⑤イ. 太陽光パネルは表面が濃色で色彩的に目立たない製品を採用します。

ロ. 事前の視野範囲の解析で、茂来山周辺から事業地が見えることは確認しております。今後実施する現地調査において、見え方等の解析を行い必要な配慮事項の検討を行います。

2の各項目に関する見解

(1) 水害対策に関連する調査、予測について

長野県が示す森林法に基づく「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」に則り50年降雨確率にて計画致します。

(2) 変電設備の極超低周波音波及び電磁波による人体への影響の予測調査と対策

(3) 動植物の生態系への電磁波・音波の影響調査と対策

太陽光発電所から発生する「超低周波電磁界」は、一般家庭で広く使われる家電製品からも発生しており、太陽光発電所の主な発生機器であるパワーコンディショナーですが、採用を予定している機種から発生する量は、ヘアードライヤーや掃除機から発生する量の50分の1から1095分の1程度（パワーコンディショナーから70m離隔した位置の数値）と影響がほとんどない発生レベルです。

太陽光発電所から発生する「低周波音」の発生機器は、パワーコンディショナーですが、採用を予定している機種から発生する音波（dB）は、機器から50m離隔した地点での発生量は、環境省が示す「評価指針」（一般被験者の90%の人が寝室で許容できるレベル）の57%程度です。実際には、事業地外周部に30mの残置森林が防音するため、より影響の小さいレベルとなります。

特に騒音問題で重視する夜間については、太陽光発電所の場合、発電しないため、パワーコンディショナーは、作動しません。

(4) 廃棄物からの公害発生の危険性除去

除草剤は、下流域への影響を考慮し本事業では、使用しないこととします。事業中は、保守、点検を行い、何らかの事情で破損したパネルは、速やか

その為、敷地境界から2km以内の居住地域の現状での極超低周波電磁波及び音波の発生、到達量(被ばく量)状況を測定の上、本計画の設置機器からの発生量及び居住地域での到達量(被ばく量)を実験又は理論的予測算定を行い、人体への影響並びに危険性について説明を求めます。また、電磁波及び音波の到達量(被ばく)を低減・緩和する目的で、発生源(変圧器機)周囲への遮蔽壁の設置及び敷地境界線への幅30~50mの緩衝帯(自然又は造成林)の設置を求めます。

実測及び予測計算する近隣居住地域は、敷地境界から2km以内の畑ヶ中、川久保、向原、館、旭、下川原、四ツ谷、花岡、下海瀬、東町とし、その地区の公民館。

#### (3) 動植物の生態系への電磁波・音波の影響調査と対策

大量のパネル設置により電磁波・音波・熱波・反射光などが発生し動物・植物の生態系に何らかの影響が出ることは必至と思われる為、境界線から300m、500m、1km、2kmの同心円状の一定地点で現状を測定、以降の実測又は予測調査を実施する。特にオオタカ等の希少動物は山奥、山頂付近の生息が予測されることから、測定範囲を2kmとし、調査・予測結果を広報・説明を求めます。また、電磁波・音波の影響を低減するための前記(2)同様、発生源への遮蔽壁の設置、境界線への幅30~50mの緩衝帯の設置を求めます。

#### (4) 廃棄物からの公害発生の危険性除去

廃棄物や土壌汚染の問題は発生源を断つことが必要で、有害廃棄物としては破損及び使用済みパネルの長期残置からの有害物質の流出、土壌汚染では、破損残置パネルから有害物質流出による土壌汚染及び除草剤の大量使用による土壌汚染の危険性があります。これらは調査・予測よりも、発生させない事及びその事を担保することを求めます。それ故破損及び使用済みパネルを長期残置しない事及び除草剤の大量使用をしない事については町は、事業主体に誓約書の提出を求め、誓約の担保(金銭を含む)の設定を求めます。

#### (5) 景観破損への対応

佐久穂町総合計画の基本コンセプトは「水と緑のうるおい 人の営みが奏でる未来のふるさと」であり、無味乾燥な巨大メガソーラーとは相容れないものです。

自然を大切に、素晴らしい自然豊かなふるさとを子孫に引き継ぎ、景観への影響を最小限にすると共に、生態系への影響予防する為に、敷地境界沿いに幅30~50mの緩衝帯(自然又は造成林)の設置及び茂来山の山頂並びに登山路、並びに近隣居住地域からパネル構造物が見えないよう目隠し林の設置を求めます。

尚、景観調査ポイントは、茂来山の山頂及び登山路(300メートル間隔)及び近隣居住地域の畑ヶ中、川久保、向原、館、旭、下川原、四ツ谷、下海瀬、東町、高野町、宿岩、針ノ木沢、上本郷の計画地を眺望できる地点とする。

#### (6) その他

事業主は町の広大な土地を占有し事業を行う事により、地域の環境や景観、住民

に交換し、産業廃棄物として専門業者による適正な処分を行います。

#### (5) 景観破損への対応

長野県環境影響評価条例に基づき、県の環境部環境政策課をはじめ、有識者・学識経験者からなる「長野県環境影響評価技術委員会」の技術委員の指導のもと、調査計画を立案し年間を通した各種の調査を実施し、その結果を基に保全対策を行う予定です。

景観調査は「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づいた調査を実施します。事前の予備調査において、事業地が見える範囲について解析を行い、この結果に基づき、来訪者の利用が多い場所や地域住民の利用が多い場所等を抽出し、8ヶ所の調査地点を設定しました(方法書p.166-167)。これらの地点からの景観の現況把握と影響の予測評価を行い、その結果から配慮事項の検討を行います。なお、調査地点については、ご意見も含めて再度検討(追加など)いたします。

現時点では調査実施前のため、具体的な配慮事項について提示することはできませんが、考えられる方法としては採用するパネルの色彩、敷地内の緑化、施設周辺の造林等が挙げられます。極力現況の景観を改変しないよう、保全対策を検討します。

#### (6) その他

事業を終了する場合は、太陽光発電所設備を撤去すると共に佐久穂町と協議し町の総合計画に合致した自然環境への復旧を行う事とします。

<p>生活に大きな負荷を掛けることに対し、社会的責任として地域貢献を求めると共に、事業終了時点では、町の総合計画に合致した自然環境への復旧を求めます。</p> <p>以上の意見に関し、事業主体には誠実なる実験・実測及び予測調査を行い、その結果の説明責任を果たすと共に、影響の低減予防対策、防災設備拡充実施の上、佐久穂町役場の担当部局に説明・報告及び誓約・担保する事を求めます。また、町担当部局では町民に対し、事業主体からの説明・報告及び対策の結果を広報並びに説明する事を求めます。</p> <p>「住んで良かった住み易い佐久穂町」を子孫に残し伝えるためには、住民に不安のない「環境や景観に優しい」事業であることが求められます。町は事業主に対し、町民の安心・安全を確保すべく誠実なる調査、実測及び予測の実施と「佐久穂町総合計画の基本コンセプト」に合致した、十分な予防対策や低減・緩和対策、防災対策の実施を求めることを要請します。</p>	
---	--